

企画提案の募集に関する公示

令和7年10月6日

関東運輸局交通政策部長 矢吹 尚子

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1.業務概要

(1)業務名及び概要

「地域の足」及び「観光の足」における海上交通の活用可能性に係る調査業務

(2)業務内容

「地域の足」及び「観光の足」における海上交通の活用可能性に係る調査を実施し、水上交通を活用した観光ツアーの実証を行っている横須賀市をフィールドとした、同市内の陸上交通や水上交通の現状整理、海上交通を活用した実証事業の実施、次年度以降の施策展開の検討等を通じて、他地域に展開可能なモデル事例の作成を行うもの。

(3)履行期限 令和8年3月31日

2.企画競争参加資格要件

(1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2)関東運輸局における役務の提供等に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けており、3.(3)の期限までに資格審査決定通知書（写）の提出ができること。

なお、応募資格を有する者の代理人が提案書を提出する場合は、委任状を添えて提出すること。

(3)関東運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5)労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

(6)労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

(7)その他請負業務の実施に必要な措置を適切に遂行できる体制を有していること。

3.手続等

(1)担当部局

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎17階

関東運輸局交通政策部交通企画課

電話 045-211-7209

E-mail : ktt-koutsuu2@ki.mlit.go.jp

(2)説明書、仕様書、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年10月6日から令和7年10月24日までの間

交付場所：(1)に同じ。

交付方法：交付を希望する場合は、(1)の担当課に事前連絡を行うこと。電子メール等にて交付する。

(3) 企画提案書、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年10月27日(月)17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)、又は次のメールアドレスへ送信。(E-mail : ktt-koutsuu2@ki.mlit.go.jp)

※持参、又は郵送でご応募いただく場合は、企画提案書6部、資格審査決定通知書(写)1部を提出願います。また、電子メールでご応募いただく場合は、資格審査決定通知書(写)も取り込んだ上で、20MB以下の容量にするとともに、送信後に上記の担当課あて電話連絡を必ず願います。

(4) 説明会の有無、日時及び場所等

当該企画提案募集にあっては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあっては、ヒアリングは実施しません。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 特定されなかった提案書は原則返却する。

ただし、メールにて提出された提案書又は返却を希望しない旨を提出する際に申し出た提案書は返却しない。

(6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(8) 提案が特定された者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は、関東運輸局に帰属する。

(11) その他の詳細は説明書による。